

地方公務員制度改革に関する提言

地方公務員制度改革について、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

1. 現在の労使関係は、これまでの様々な努力により、ようやく安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、地方公務員に協約締結権を付与する必要があるのか、理解できないところである。

また、これまで人事院と人事委員会が分担協力して実施してきている民間給与実態調査及び勧告制度は、長年にわたる議論を踏まえて構築されており、住民や議会へ説得力ある説明を可能とともに、労使双方の信頼に応えてきたところである。仮にこの制度が廃止されれば、住民や議会の理解を得られることは困難となることが懸念されるとともに、職員の士気の低下や分権型社会に対応した優秀な人材の確保ができなくなり、その結果、行政サービスの低下や地域力の低下が懸念されるところである。

よって、地方公務員の労働協約締結権の付与と人事院勧告制度及び人事委員会勧告制度の廃止について、地方の意思を十分踏まえ、慎重に対応すること。

2. 地方公務員の雇用と年金の接続に関する具体的な制度設計に当たっては、都市自治体の意見を十分尊重するとともに、地方の自由度が高い柔軟な制度とすること。